

●税に関するお知らせ

☎ 税務課 ☎ 64-7102

事業主の皆様へ 町・県民税特別徴収のお願い

地方税法において、給与所得者にかかる町・県民税については、特別な事情がない限り、所得税の源泉徴収と同じように「特別徴収」の方法によって徴収するものと定められています。

この制度を実施していただくことによって、次のように納税も便利になります。

- ①従業員の方は、自分で銀行等へ行って納税する手間がかかりません。
- ②年間4回の納税が、毎月の給与天引き（年12回）になり、1回の納税額が少額になります。
- ③事業主の方へは、税務課から税額をお知らせしますので、所得税のように税額を計算したり、年末調整をする手間がかかりません。

確定申告のお知らせ送付

平成29年分の所得税及び復興増収税の確定申告書を、税理士による無料相談所、役場申告会場及び青色申告会の相談会場にて書面で提出された方には、昨年に引き続き平成30年分の申告書用紙は送付されません。申告書用紙に代えて、「確定申告のお知らせ」（はがきまたは通知書）が送付されますので、各申告会場にお越しの際はご持参ください。

ID・パスワードで e-Tax

平成31年1月から、マイナンバーカードやカードリーダーをお持ちでない方も、パソコンやスマートフォン（年末調整済みの給与所得1か所で医療費控除又はふるさと納税などの寄付金控除による還付申告を行う方）から「ID」と「パスワード」を使用してe-Taxで確定申告ができるようになります。「ID」と「パスワード」は、税務署の窓口で職員と対面による本人確認を行った後に発行しておりますので、発行を希望される方は、運転免許証・健康保険証などの本人確認書類をお持ちの上、税務署にお越しください。

消費税軽減税率制度が実施されます。

2019年10月1日から消費税率が10%に引き上げられ、それと同時に消費税軽減税率制度が実施されます。詳しくはホームページをご覧ください。

☎ <http://kzt-hojo.jp/>

申告書等への個人番号（マイナンバー）の記載

申告書や申請書等に「個人番号の記載」が、提出する際に「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要です。

＜本人確認書類について＞

個人番号カードのある方は、個人番号カードの表面及び裏面の写しを、個人番号カードのない方は、①番号確認書類及び②身元確認書類が必要です。

- ①番号確認書類…ご本人の個人番号（12桁）を確認できる書類
通知カード、住民票の写し（個人番号の記載のあるもの）など。
- ②身元確認書類…記載した個人番号の持ち主であることを確認できる書類
運転免許証、パスポート、在留カード、公的医療保険の被保険者証、身体障害者手帳など。

* e-Tax で送信される場合は、「本人確認書類の提示又は写し」の提出は不要です。

住宅借入金等特別控除に関する確定申告説明会

場 所

大垣市民会館3階大会議室
（大垣市新田町1丁目2番地）

対象者

10年以上の住宅ローン等を利用して住宅（認定長期優良住宅を含む。）等を取得した方や住宅の増改築をした方、又は住宅ローン等を利用せず認定長期優良住宅を取得した方（平成30年中に入居した方）

期 間

2月13日（水）～15日（金）

時 間

9:30～12:00（受付11:30まで）
13:00～16:00（受付15:30まで）

●混雑の状況により、早めに受付を終了する場合があります。

持ち物

- ①土地・家屋の登記事項証明書
- ②契約書等取得金額の分かる書類の写し
- ③住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ④給与所得等の源泉徴収票（原本）
- ⑤申告者名義の振込口座番号の分かる書類
- ⑥認印
- ⑦筆記用具
認定長期優良住宅等を取得された方は①～⑦加えて
- ⑧長期優良住宅建築等計画の認定通知書等の写し
- ⑨住宅用家屋証明書又は認定長期優良住宅建築証明書等

* 27年以前の入居の方は、上記持ち物のほか、住民票の写しが必要となります。